

県南圏域都市計画区域マスタープランに関する 原案の縦覧と公聴会の開催について

図 谷和原庁舎都市計画課（内線 5102）
県土木部都市局都市計画課
☎ 029 - 301 - 4592



県では、都市の将来像を示す「都市計画区域マスタープラン」の作成にあたり、都市計画法第 16 条第 1 項の規定により公聴会を開催します。公聴会では、原案に対して、公述人として意見を述べるすることができます。希望する方は、期間内に公述申出書を提出してください。
※公述申出者が多数の場合は意見内容を考慮のうえ、公述人を選定します。
※公述申出者がいない場合、公聴会は中止となります。

開催日時・開催場所	令和 8 年 1 月 23 日(金) 午前 10 時 30 分～ 市役所谷和原庁舎 2 階 第 1・2 会議室
縦覧・提出期間	令和 8 年 1 月 8 日(木)～ 16 日(金) ※土・日・祝日を除く
提出方法	郵送または窓口で提出 ※公述申出書の様式は、下記縦覧場所および県・市ホームページから取得できます。
提出先	〒 310 - 8555 水戸市笠原町 978 - 6 茨城県知事 大井川 和彦(茨城県土木部都市局都市計画課扱い)
縦覧場所	県都市計画課、市都市計画課、県ホームページ(右上の QR コード)

つくばみらい福岡地区の都市計画変更に関する 原案の縦覧と公聴会の開催について

図 谷和原庁舎都市計画課（内線 5102）
県土木部都市局都市計画課
☎ 029 - 301 - 4592 ※県決定案件のみ



都市計画法第 16 条第 1 項の規定により、公聴会を開催します。公聴会では、原案に対して公述人として意見を述べるすることができます。希望する方は、期間内に公述申出書を提出してください。
※公述申出者が多数の場合は意見内容を考慮のうえ、公述人を選定します。
※公述申出者がいない場合、公聴会は中止となります。

開催日時・内容	令和 8 年 1 月 23 日(金)【県決定案件】午後 1 時～ 区域区分の変更、下水道の変更 【市決定案件】午後 3 時～ 用途地域の変更
開催場所	市役所谷和原庁舎 2 階 第 1・2 会議室
縦覧・提出期間	令和 8 年 1 月 8 日(木)～ 16 日(金) ※土・日・祝日を除く
提出方法	郵送または窓口で提出 ※公述申出書の様式は、下記縦覧場所および県・市ホームページから取得できます。
提出先	【県決定案件】区域区分の変更、下水道の変更について 〒 310 - 8555 水戸市笠原町 978 - 6 茨城県知事 大井川 和彦(茨城県土木部都市局都市計画課扱い) 【市決定案件】用途地域の変更について 〒 300 - 2492 つくばみらい市加藤 237 つくばみらい市長 小田川 浩(つくばみらい市都市計画課扱い)
縦覧場所	【県決定案件】県都市計画課、【県決定案件および市決定案件】市都市計画課、市ホームページ(右上の QR コード)

つくばみらい福岡地区地区計画原案の縦覧

都市計画法第 16 条第 2 項ならびに、これに基づく市条例の規定により原案を縦覧に供します。原案に係る区域内の土地所有者と利害関係を有する方は意見書を提出することができます。希望する方は、期間内に意見書を提出してください。

縦覧期間	令和 8 年 1 月 5 日(月)～ 19 日(月)
提出期間	令和 8 年 1 月 5 日(月)～ 26 日(月) ※土・日・祝日を除く
提出方法	郵送または窓口で提出 ※意見書の様式は、下記縦覧場所および市ホームページから取得できます。
提出先	〒 300 - 2492 つくばみらい市加藤 237 つくばみらい市長 小田川 浩(つくばみらい市都市計画課扱い)
縦覧場所	市都市計画課、市ホームページ(右上の QR コード)